

審査基準

令和6年度大分県データヘルス推進事業（特定健診受診率向上に向けた情報発信）業務委託にかかる企画提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
目標の設定		・目標項目、目標値、達成状況の把握方法をデータに基づき具体的に設定しているか	/5
特定健診用特設 Web サイト		・不慣れな者でも操作しやすいつくりとなっているか ・定期的なメンテナンスも含まれているか	/5
素材		・対象者の興味を引くことができるか ・県の広報としてふさわしいか ・企画意図に合っているか	/5
広報資 材	趣旨との合致	・趣旨・目的に沿ったものになっているか ・伝える情報が的確であるか	/5
	わかりやすさ	・内容や表現が明確で、対象者に理解されるものか ・わかりやすくするための工夫がなされているか	/5
	インパクト	・印象に残りやすいか ・興味を引くものであるか	/5
	バランス	・各広報物に統一感があるか	/5
企画力	充実性	・内容、媒体が充実しているか	/5
	回数、スケジュール	・啓発のタイミングや回数など、効果的な広報となるよう工夫をしているか	/5
費用		・限度額内に収まっているか ・見積書の内訳（タレント料、制作料、広告費用、効果検証費用等）が詳細に記載されているか。 ・上記内訳に、企画書に記載されていない不適切な項目などが含まれていないか ・制作費用・広告費用・効果検証費用の予算配分は概ね3：6：1の割合となっているか。 ・内容に対して費用は適切であるか	/5